

ギャンブル等依存症対策法案、衆院通過

5月22日に審議がはじまつた議員立法のギャンブル等依存症対策基本法案は5月25日午前、衆院内閣委員会で可決した。同日午後1時過ぎから、山際大志郎内閣委員長が委員会において賛成多数で可決した事を報告。起立により賛成多数で採決、衆院を通過した。

24日の内閣委員会では、自民党などが提出したギャンブル等依存症対策基本法案および立憲民主党などが提出したギャンブル依存症対策基本法案の一括審議を行い、参考人としてリカバリーサポート・ネットワークの西村直之代表理事、ギャンブル依存症問題を考える会の田中紀子代表理事、弁護士の三上理氏が出席して意見を述べた。

そのうち西村氏は両法案について、「正直過不足という感じはあるが、これはあくまでも基本法」と、公衆衛生モデルの必要性の見地で意見を述べた。自公維の案と比べ、野党案は医学モデルが強く表現されているとし、利害関係者の対策費用負担といふ面から考へても、費用効果の悪い医療モデルは違和感があると見解を示し、人材の養成が重要とした。そして、「ギャンブル等依存症」という医学用語については違和感を示した。



意見を述べる西村代表

田中氏は、民間団体に対する支援を強調。

「悪罵な人に相談しても、たらい回しされるという問題がある」と訴えた。依存症対策費について、事業者の売上の一部を国が集め、民間団体などに分配する仕組みの必要性を法案に盛り込む事を求めた。なお、当事者や家族などの関係会議が法案に盛り込まれた事に感謝した。

法案は、自民、公明、日本維新の会の3党が共同提出。競馬やバチンコなど既存のギャンブル等依存症対策を推進するための基本計画を策定するよう政府に求める。なお、衆院内閣委員会では、依存症対策基本法

の成立に統一して、午後1時前にカジノを含む統合型リゾート（IR）実施法案の審議が始まり、石井啓一大臣

（国土交通）がIR実施法案の説明を行い、会期中の成立を目指している。

内閣に提出された「ギャンブル等依存症対策基本法案」の目的

は、(1)ギャンブル等依存症の発症・進行

の年ごとに見直しを検討

再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営む事ができるように支援

検討

する事業の実施

(2)多額債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

する事業の実施

(3)教育の振興等

(4)相談支援等

(5)社会復帰の支援

(6)民間団体の活動に対する支援

(7)連携協力体制の整備

(8)人材の確保等

(9)調査研究の推進等

(10)実態調査（3年ごと）

(11)ギャンブル等依存症対策推進本部設置

(12)都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画・都道府県に策定の努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを

する）

の実施の推進（2）基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

*本部は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を置く。委員は20人以内で組織。委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○目的
ギャンブル等依存症は、
(1)本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
(2)多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている

○定義
ギャンブル等依存症：ギ
ヤンブル等（法律で定めるところにより行なわれる公営競技、ばんこ屋に係る遊技その他射幸行為）にめり込むことにより日常生活に支障が生じている状態

○責務
国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関する業務に充実する者の責務を規定

○定義
○期間（5月14日～20日）を設定

○実施の推進（2）基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

○実施するため必要な法制上・財政上

の措置等の措置を講ずる義務

○ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

○ギャンブル等依存症対策推進基本

計画・政府に策定義務少くとも3

○基本理念

の成立に統一して、午後1時前にカジノを含む統合型リゾート（IR）実施

法案の審議が始まり、石井啓一大臣

（国土交通）がIR実施法案の説明を行

い、会期中の成立を目指している。

内閣に提出された「ギャンブル等依存症対策基本法案」の目的

は、(1)ギャンブル等依存症の発症・進行

の年ごとに見直しを検討

再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営む事ができるように支援

検討

する事業の実施

(2)多額債務・貧困・虐待・自殺・犯

罪等の問題に関する施策との有機的

な連携が図られるよう、必要な配慮

する事業の実施

(3)教育の振興等

(4)相談支援等

(5)社会復帰の支援

(6)民間団体の活動に対する支援

(7)連携協力体制の整備

(8)人材の確保等

(9)調査研究の推進等

(10)実態調査（3年ごと）

(11)ギャンブル等依存症対策推進本部設置

(12)都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画・都道府県に策定の努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを

する）

の実施の推進（2）基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

*本部は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を置く。委員は20人以内で組織。委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命。